

東京DMATインストラクター（外部講師）制度の新設について（案）

【インストラクター（外部講師）について】

- インストラクターの中で、高い指導力を持つ者が、東京DMAT指定病院から異動し、常勤から非常勤となるなど、インストラクターを続けられない事例が生じている。
- 東京DMATの隊員養成を効果的に行うためには、これらのインストラクターの持つ高い指導力を今後も活かしていくことが必要と考える。

【認定要件】

- 東京DMAT 隊員歴が10年以上あること。
- 東京DMAT インストラクター歴が5年以上あること。
- 東京DMAT 隊員養成研修又は更新時研修等においてインストラクターとして10単位以上参加していること（1単位は半日程度とする。以下同じ。）。
- 東京DMAT 指定病院以外に異動する直近の3か年度間に5単位以上参加していること（ただし、自然災害や感染症まん延等により、研修が行われなかった年度を除く）。
- 東京DMAT 指定病院以外に異動した後も、救急医療や災害医療に関する業務（教育機関を含む）に就いていること。
- 認定期間は認定の日を含む3か年度とする。

【更新要件】

- 3年に1度の更新とする。
- 直近の認定の日を含む3か年度間に東京DMAT 隊員養成研修又は更新時研修等においてインストラクターとして5単位以上参加していること。
- 救急医療や災害医療に関する業務（教育機関を含む）に就いていること。